

## 維持会員

### 1 設立の目的

写真美術館では、日本における写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくとともに、世界との交流の輪を広げ、国際的な文化交流の拠点となるよう、また開かれた参加型の美術館として広く皆様から愛される美術館となるよう努めている。具体的には、開館以来、日本及び海外の優れた写真・映像作品をさまざまな視点から捉えた展覧会を行ったり、講演会やフロアレクチャー、ワークショップ、スクールプログラム等による教育普及活動、写真の保存に関する研究などに向けての取り組みを行っている。

これらの役割を果たしていくためには、もとより都立美術館として基本的な運営費は東京都が支えるものであるが、さらに広く各方面からのご支援・ご援助を賜ることにより、より多彩に充実した活動を展開していくことが出来るという趣旨のもとに維持会員制度を設立した。

### 2 維持会員募集要項

#### (1) 募集対象

企業・学校法人・団体等

#### (2) 維持会費

1口 30万円

#### (3) 維持会員入会申込み先

〒153-0062 東京都目黒区三田1-13-3

東京都写真美術館 維持会員担当

TEL 03-3280-0032

FAX 03-3280-0033

### 3 維持会員の主な特典

#### (1) 顕名

法人名の館内掲示、写真美術館刊行の「写真美術館ニュース eyes (アイズ)」、ホームページへの掲載。

#### (2) 主催展覧会への招待

主催各展覧会毎に招待券および、カタログを進呈。

#### (3) 展覧会特別鑑賞会への招待

オープニングレセプション、特別鑑賞会への招待。

#### (4) 維持会員向けイベントへの招待

維持会員限定のセミナー、ギャラリートーク、バックヤードツアー等への招待。

#### (5) 情報提供

「写真美術館ニュース eyes (アイズ)」、出版物の送付。また、催事についての事前の情報提供。

#### (6) プライベート・パーティ会場の提供

法人主催のパーティに写真美術館ロビーを提供。

#### (7) 館長および当館関係者との懇談

写真映像文化振興支援協議会主催のもとに随時懇談会を開催。

### 4 維持会費の主な用途

維持会費は写真美術館の次のような活動に充当している。

#### (1) 写真・映像収蔵品の充実

寄贈・寄託以外のコンテンポラリー作品、海外作家作品の購入の一部に充当し、収蔵品の充実を図る。

#### (2) 新進作家の発掘と育成

作品発表の場の提供を通じて新進作家の育成に寄与する。

#### (3) 企画展関係

自主企画展、収蔵・映像展等（市民参加型展覧会等を含む）の充実を図る。

#### (4) 国際交流関係

海外各国の写真美術館との交流展示、国際シンポジウムの開催等国際交流を促進する。

#### (5) 対外サービス活動の支援

スクールプログラム、ワークショップ、ライブラリー活動等の対外サービス活動の支援。

#### (6) 国内関係先との交流

国内の関係美術館との交流を活発化するとともに維持会員を中心とする写真映像文化振興支援協議会懇談会を開催する。



維持会員顕名板（2階ロビー）



写真映像文化振興支援協議会 理事会

## 5 写真映像文化振興支援協議会

本協議会は平成13年度に「写真・映像に係わる文化や芸術等の振興を図るとともに、東京都写真美術館の活動を支援すること」を目的として設立された団体であり、現在下記の事業を展開している。

### (1) 平成21年度事業報告

(ア) 維持会員の募集を積極的に行い、平成21年度中の新規入会は22法人を数え、平成21年度の総会員数は230法人であった。

(イ) 維持会員名を写真美術館正面玄関ロビー顕名板に掲げるとともに、「写真美術館ニュースeyes (アイズ)」並びにホームページに掲載した。

(ウ) 維持会員に対して、主催展覧会への招待、オープニングレセプション・特別鑑賞会・内覧会への招待を行った。また、展覧会図録・出版物の配布を行った。

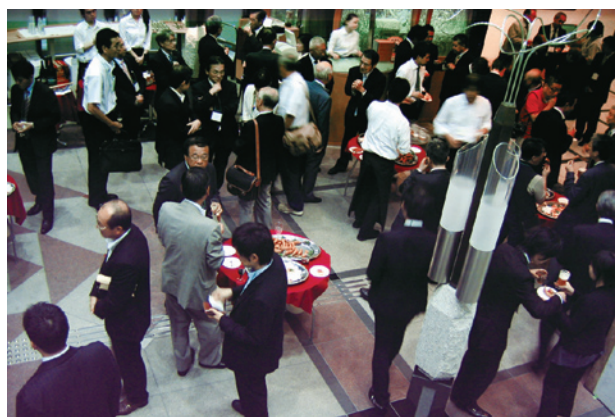
(エ) 平成21年度理事会を平成21年7月1日(水)に開催するとともに、同日、維持会員・協賛企業懇談会及び「『旅』第1部 東方へ」の展覧会ギャラリートークを行った。後日、理事会の決議事項等を郵送し、維持会員への報告を行った。また、平成21年12月に中間事業報告書、平成22年6月に平成21年度年報を送付した。

(オ) 維持会員を対象とした写真の撮り方セミナー(講師:河野和典氏(株)スタジオレイ代表/株)日本カメラ社編集顧問)を平成21年11月4日(水)に実施し、同時に「セバスチャン・サルガド アフリカ」の展覧会ギャラリートーク及び懇談会を開催した。

(カ) 自主企画展「やなぎみわ マイ・グランドマザーズ」、「ジョルジュ・ビゴー展」、「心の眼 稲越功一の写真」、「セバスチャン・サルガド アフリカ」「日本の新進作家vol.8 出発-6人のアーティストによる旅」、「森村泰昌:なにものかへのレクイエム」について、開催経費支援を行った。

(キ) 当館のコレクションの充実を図るため、横浜写真を代表する小川一真、日下部金兵衛、玉村康三郎・騎兵衛らの作品、19世紀旅行写真家フランシス・フリス、戦前ドイツの報道写真を代表するパウル・ヴォルフの他、フレデリック・ハドソン、C. チューンの海外作品、ならびに北根豊「日本初期新聞全集」他、ボンペ・ファン・メーデルフォールト、フェリチアート・アントニオ・マルケス・ペレイラの資料、合計39点を購入した。

(ク) あ・ら・かるチャー、スクールプログラムについての支援を行った。



維持会員・協賛企業懇談会(2階ロビーにて)



維持会員を対象とした写真の撮り方セミナー(1階創作室にて)

**(2) 理事会**

協議会の理事会は以下の理事で構成されている。  
 (平成22年3月31日現在) (社名50音順)

**名誉顧問**

滝川 精一 前理事長

**特別顧問**

末吉 哲郎 前専務理事

**理事長**

永田 圭司 財団法人 画像情報教育振興協会 評議員  
 キヤノンマーケティングジャパン株式会社 顧問

**理事**

菊川 剛 オリジナルイメージング株式会社 会長

内田 恒二 キヤノン株式会社 社長

松浦 規之 コダック株式会社 社長

村上 隆男 サッポロホールディングス株式会社 社長

前田 新造 株式会社資生堂 社長

北島 義俊 大日本印刷株式会社 社長

足立 直樹 凸版印刷株式会社 社長

荻谷 道郎 株式会社ニコン 社長

古森 重隆 富士フイルム株式会社 社長

坂口 賢 HOYA株式会社 PENTAXイメージングシステム事業部 日本営業本部 本部長

近藤 史朗 株式会社リコー 社長

**監事**

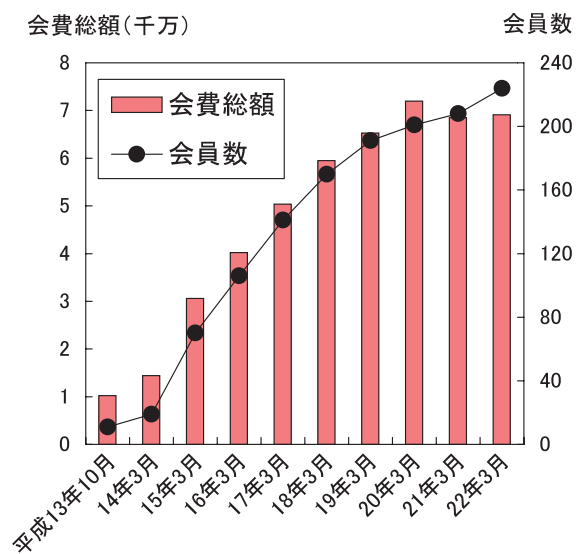
三枝 稔 株式会社セーフティ 代表取締役会長

元 朝日生命保険相互会社 取締役専務執行役員

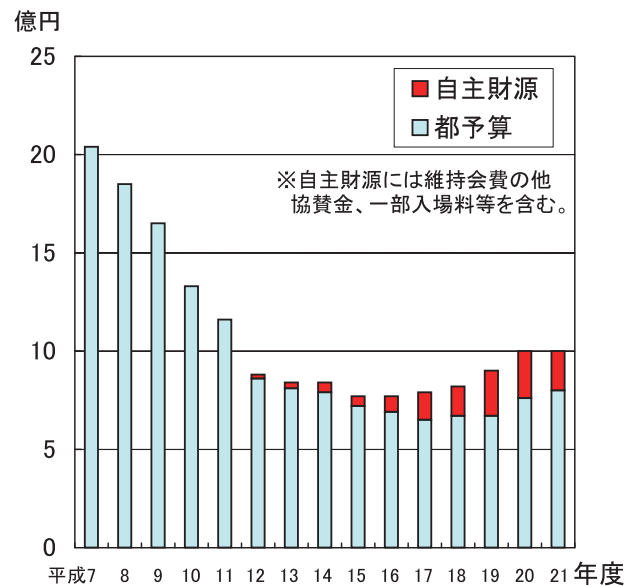
**専務理事**

大村 英正 東京都写真美術館 参与

**維持会員数の推移と年間会費総額**



**予算額に占める自主財源の割合**



**(特別支援会員)**

キヤノン株式会社  
株式会社資生堂

**(特別維持会員)**

株式会社キタムラ  
大日本印刷株式会社  
東京電力株式会社  
凸版印刷株式会社  
株式会社ニコン  
富士フイルム株式会社  
株式会社リコー

**(維持会員)**

株式会社 I & S BBDO  
株式会社 アイテム  
株式会社 アサソー ディ・ケイ  
旭化成株式会社  
朝日新聞社  
朝日生命保険相互会社  
アサヒビール株式会社  
朝日放送株式会社  
株式会社 アシエット 婦人画報社  
アップルジャパン株式会社  
株式会社 アートよみうり  
株式会社 アmanaホールディングス  
イー・ギャランティ株式会社  
株式会社 岩波書店  
株式会社 潮出版社  
内田写真株式会社  
エスエス製薬株式会社  
株式会社 エース企画  
NEC ディスプレイソリューションズ株式会社  
株式会社 NHKアート  
株式会社 NHK エデュケーショナル  
株式会社 NHK エンタープライズ  
株式会社 NHK グローバルメディアサービス  
株式会社 NHK 出版  
株式会社 NHK ビジネスクリエイト  
株式会社 NHK プロモーション  
株式会社 NHK メディアテクノロジー  
株式会社 NTT データ  
株式会社 NTT ドコモ  
NTT 都市開発株式会社  
株式会社 エフエム東京  
エプソン販売株式会社  
エルメス財団  
エルメスジャパン株式会社  
株式会社 大塚商会  
オムロン株式会社  
オリックス株式会社  
オリンパスイメージング株式会社  
株式会社 オンワードホールディングス  
科研製薬株式会社  
カシオ計算機株式会社  
鹿島建設株式会社  
株式会社 角川書店  
カトーレック株式会社  
カルピス株式会社  
株式会社 カンパセーション アンド カムパニー  
株式会社 キクチ科学研究所  
キッコーマン株式会社  
株式会社 紀伊國屋書店  
キハラ株式会社  
キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
ギャラリー小柳  
株式会社 キューンコミュニケーションズ  
共同印刷株式会社  
社団法人 共同通信社  
協和発酵キリン株式会社  
キリンホールディングス株式会社  
株式会社 弘亜社  
株式会社 講談社  
株式会社 光文社  
株式会社 国書刊行会  
株式会社 コスモスインターナショナル  
株式会社 コーセー  
コダック株式会社  
コニカミノルタホールディングス株式会社

株式会社 ザ・アール  
サッポロホールディングス株式会社  
産経新聞社  
サントリーホールディングス株式会社  
株式会社 サンローズ  
株式会社 ジェイアール東日本企画  
ジェイティービー印刷株式会社  
株式会社 シグマ  
株式会社 実業之日本社  
清水建設株式会社  
株式会社 写真弘社  
写真の学校 / 東京写真学園  
チャンネル株式会社  
株式会社 集英社  
株式会社 主婦と生活社  
株式会社 主婦の友社  
株式会社 小学館  
松竹株式会社  
信越化学工業株式会社  
株式会社 新潮社  
株式会社 スタジオアリス  
有限会社 スタジオエムジー  
株式会社 スタジオジブリ  
住友化学株式会社  
株式会社 生活の友社  
セイコーホールディングス株式会社  
株式会社 青春出版社  
積水ハウス株式会社  
株式会社 セーフティ  
セントラル警備保障株式会社  
全日本空輸株式会社  
ソニー株式会社  
第一三共株式会社  
第一法規株式会社  
ダイキン工業株式会社  
株式会社 ダイケングループ  
大成建設株式会社  
有限会社 タカ・イシイギャラリー  
株式会社 宝島社  
株式会社 竹中工務店  
株式会社 タムロン  
株式会社 淡交社  
株式会社 丹青社  
株式会社 中央公論新社  
中外製薬株式会社  
株式会社 ティー・ビー・オー  
株式会社 TBS テレビ  
株式会社 テー・オー・ダブリュー  
株式会社 テレビ朝日  
株式会社 テレビ東京  
電源開発株式会社  
株式会社 電通  
東亜建設工業株式会社  
東京ガス株式会社  
東京急行電鉄株式会社  
東京工芸大学  
東京新聞・中日新聞社  
株式会社 東京スタジオ  
東京造形大学  
東京総合写真専門学校  
東京テアトル株式会社  
東京都競馬株式会社  
株式会社 東京ドーム  
株式会社 東京美術倶楽部  
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社  
株式会社 東芝  
東宝株式会社  
株式会社 東北新社  
株式会社 徳間書店  
図書印刷株式会社  
戸田建設株式会社  
トヨタ自動車株式会社  
日外アソシエーツ株式会社  
日油株式会社  
日活株式会社  
株式会社 日経BP  
日産自動車株式会社  
株式会社 日本カメラ社  
日本空港ビルデング株式会社

日本経済新聞社  
日本興亜損害保険株式会社  
株式会社 日本廣告社  
社団法人 日本広告写真家協会  
日本写真印刷株式会社  
社団法人 日本写真家協会  
社団法人 日本写真協会  
日本写真芸術専門学校  
日本写真作家協会  
社団法人 日本写真文化協会  
日本大学芸術学部  
日本たばこ産業株式会社  
日本テレビ放送網株式会社  
日本ハム株式会社  
日本ヒューレット・パッカード株式会社  
株式会社 ニッポン放送  
日本ロレックス株式会社  
株式会社 ニューアートディフュージョン  
野崎印刷紙業株式会社  
株式会社 博報堂  
株式会社 パス・コミュニケーションズ  
パナソニック株式会社  
株式会社 林原生物化学研究所  
びあ株式会社  
北海道 写真の町東川町  
東日本旅客鉄道株式会社  
光写真印刷株式会社  
株式会社 美術出版社  
株式会社 日立製作所  
株式会社 日立物流  
株式会社 ビックカメラ  
株式会社 ビデオプロモーション  
ヒノキ新薬株式会社  
株式会社 ファーストリテイリング  
富国生命保険相互会社  
富士重工業株式会社 (スバル)  
富士ゼロックス株式会社  
株式会社 フジテレビジョン  
富士電機システムズ株式会社  
株式会社 扶桑社  
株式会社 双葉社  
株式会社 プラザクリエイト  
株式会社 プリチストン  
株式会社 プリンセスホテル  
株式会社 フレームマン  
株式会社 文藝春秋  
株式会社 ベネッセホールディングス  
北海道新聞社  
株式会社 ホテルオークラ  
HOYA株式会社 PENTAX イメージング・システム事業部  
株式会社 堀内カラー  
本田技研工業株式会社  
毎日新聞社  
株式会社 マガジンハウス  
マミヤ・デジタル・イメージング株式会社  
丸善株式会社  
株式会社 マンダム  
三井倉庫株式会社  
三井不動産株式会社  
株式会社 三越  
三菱地所株式会社  
三菱製紙株式会社  
武蔵大学  
森ビル株式会社  
モルガン・スタンレー証券株式会社  
株式会社 ヤナセ  
ヤマトロジスティクス株式会社  
ユサコ株式会社  
ユニリーバ・ジャパン  
横河電機株式会社  
株式会社 吉野工業所  
株式会社 ヨドバシカメラ  
読売新聞社  
ライオン株式会社  
ライカカメラジャパン株式会社  
リシュモン ジャパン株式会社 モンブラン  
株式会社 ワコール

## ミュージアムショップ／カフェ

### ミュージアムショップ

来館者が利用しやすいように、1階エントランスにミュージアムショップを設置している。

写真関連の書籍、グッズを中心に販売し、写真美術館で行う展覧会・映画にあわせた商品展開および、オリジナルグッズの開発を行っている。販売書籍は、和・洋書写真集を中心に、他館の展覧会図録、自費出版の写真集や貴重な古書など、一般書店では入手しにくいものも多数取り揃えている。グッズでは、トイカメラ、フェナキスタスコープなどのオプティカルトイも充実させている。平成21年度は、オリジナルグッズの開発・制作によりいっそう力を入れ、定番となるようなショップ・オリジナルのステーションナリーや、個別の展覧会に応じた出品作家グッズなどの展開を行った。

店名 「ナディッフ×10 (バイテン)」

営業時間 日曜日～水曜日 10:00～18:00

木曜日・金曜日 10:00～20:00

土曜日 10:00～18:30

平成21年度売上実績 103,658,448円

### オリジナルグッズの開発例

- ミュージアムエコバッグ2009
- ナディッフノート（系列店全店共通）2種
- フィルムサイズ・付箋3色
- フィルムサイズ・メモ帳1種
- オリジナル手ぬぐい
- ミュージアムダイアリー2010
- ミュージアムステーションナリー（フォトスタンプス）
- ミュージアムステーションナリー（鉛筆）



### 好評だった商品例

○「セバスチャン・サルガド」展図録

○「木村伊兵衛とアンリ・カルティエ＝ブレッソン」展図録

### カフェ

1階及び2階にカフェを設置し、来館者に憩いの場を提供するほか、写真美術館で行う展覧会と連携したカフェ＋ギャラリートークなどのイベントを行っている。

メニューは、ネルドリップコーヒーのほか、13種類ものベルギービールやベルギーチョコレートなど多彩なメニューを揃えている。展覧会事業と連携したメニューの提供や2階カフェではカフェトークを行うなど、弾力的なカフェ運営に取り組んでいる。

店名 「シャンブル・クレール」（フランス語で「明るい部屋」）

営業時間 1階カフェ 火曜日～土曜日 10:00～20:00  
日曜日 10:00～18:00

2階カフェ 火曜日～日曜日 10:00～18:00

席数 1階カフェ 38席

2階カフェ 23席

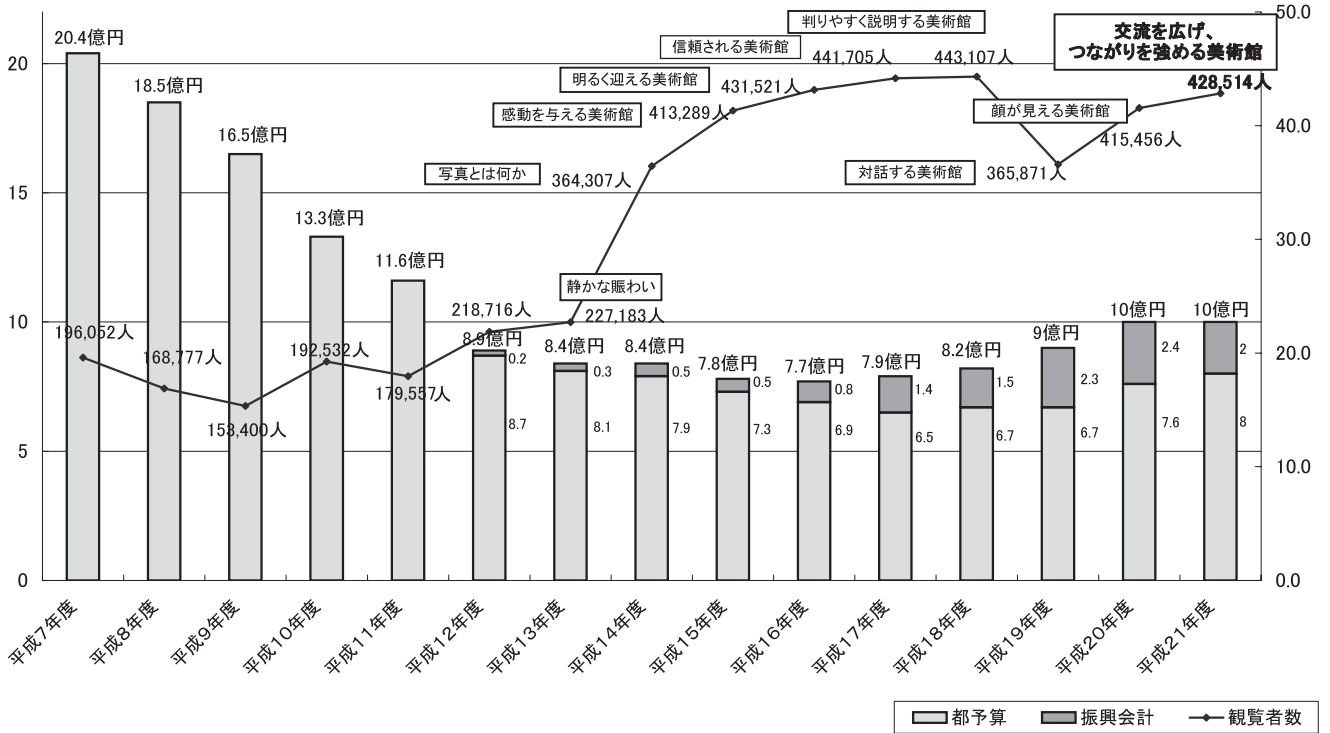
平成21年度売上実績 25,724,350円



平成21年度 予算額と年間観覧者数

単位: 億円

単位: 万人

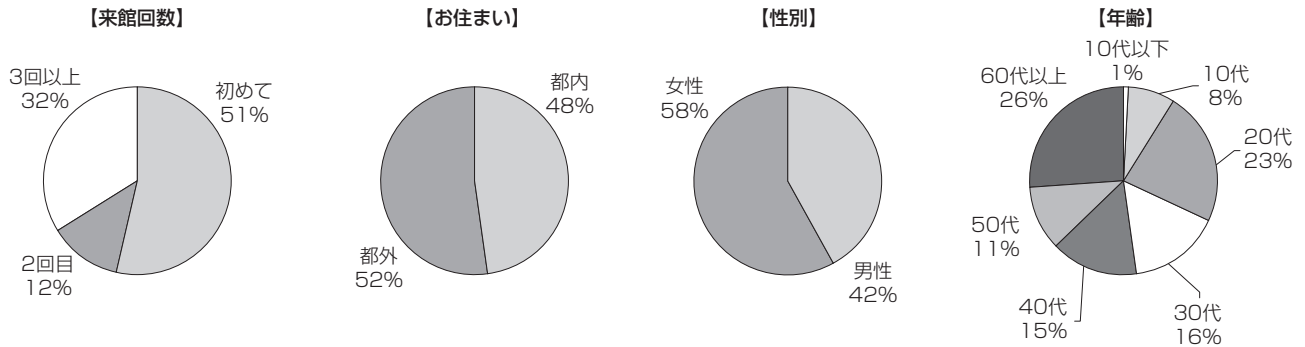


平成21年度 入館者数内訳

【単位: 人】

事項	収蔵・映像展	自主企画展	誘致展	実験劇場	観覧者合計	その他入館者							その他入館者合計	入館者総合計
						展覧会関連講演会	ワークショップ	スクールプログラム	ギャラリートーク	サイン会等	図書室	アトリエ		
4月	5,006	9,062	8,351	1,887	24,306	0	0	0	424	93	2,552	65	3,134	27,440
5月	11,643	6,604	10,895	2,934	32,076	195	52	58	957	230	2,724	66	4,282	36,358
6月	14,728	0	11,732	1,683	28,143	148	36	56	127	0	2,495	128	2,990	31,133
7月	10,131	4,859	16,840	4,067	35,897	157	122	193	81	0	2,959	20	3,532	39,429
8月	8,991	10,749	8,689	3,937	32,366	34	277	18	139	0	2,720	253	3,441	35,807
9月	14,198	6,991	0	3,457	24,646	235	37	48	96	0	3,003	52	3,471	28,117
10月	14,401	9,157	4,691	4,108	32,357	625	11	9	78	0	2,776	31	3,530	35,887
11月	12,131	20,118	13,269	1,381	46,899	213	15	11	172	0	2,711	60	3,182	50,081
12月	18,736	28,000	2,631	3,150	52,517	245	21	62	214	0	2,512	22	3,076	55,593
1月	32,382	13,300	0	8,176	53,858	698	102	5	531	0	2,782	0	4,118	57,976
2月	11,380	29,384	0	9,190	49,954	924	0	158	35	0	1,715	0	2,832	52,786
3月	0	8,538	5,190	1,767	15,495	190	35	31	52	0	2,214	99	2,621	18,116
合計	153,727	146,762	82,288	45,737	428,514	3,664	708	649	2,906	323	31,163	796	40,209	468,723

平成21年度 来場者の内訳（アンケート調査より）



平成21年度 マスコミ等掲出状況

【単位：件】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
TV・ラジオ 放送件数	5	2	4	3	3	3	3	8	5	6	4	9	55
新聞 掲出件数	38	30	38	34	35	29	27	28	37	44	25	39	404
雑誌等 掲出件数	62	41	53	44	53	39	40	40	46	63	65	71	617
ホームページ アクセス件数	385,567	396,852	398,254	469,106	463,113	456,502	493,103	596,086	597,225	613,628	406,665	409,093	5,685,194

平成21年度 ボランティア活動状況

【単位：人】

事 項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
登録者数	65	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74
活用事業 実施回数	0	2	3	9	4	4	2	2	5	2	4	4	41
延活動者数	0	16	22	48	24	26	20	12	40	9	18	24	259
研修実施 回数	1	2	1	2	1	1	2	2	1	1	0	1	15
研修 参加者数	4	22	11	18	15	12	26	22	5	6	0	9	150

平成21年度 トワイライトカード配付状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	カード配布者の中での ポイント交換率
ポイントカード配布数 合計（枚）	206	239	247	321	219	194	239	224	307	331	172	137	2,836	
3ポイント交換者数 合計（人）	33	47	47	72	41	71	77	70	50	82	172	28	790	28%
6ポイント交換者数 合計（人）	19	24	32	30	20	23	30	35	24	34	21	11	303	11%
夜間入場者数	783	972	751	1,325	819	532	1,520	1,858	1,459	1,007	1,752	605	13,383	

※トワイライトカード：木・金曜日の17時30分以降に展覧会に入場した方に、1展覧会につき1ポイント付与。3ポイントで粗品贈呈、6ポイントで一展覧会にご招待。

平成21年度 貸出施設利用状況

【単位：日】

事業名	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ホール	開館日数	26	28	25	27	26	27	27	25	24	26	22	22	305
	貸出日数	26	27	23	27	26	27	24	23	20	26	22	11	282
	稼働率	100.0%	96.4%	92.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	92.0%	83.3%	100.0%	100.0%	50.0%	92.5%
3階展示室	開館日数	26	28	25	27	26	27	27	25	24	26	22	22	305
	貸出日数	26	24	25	23	26	23	27	21	24	26	16	18	279
	稼働率	100.0%	85.7%	100.0%	85.2%	100.0%	85.2%	100.0%	84.0%	100.0%	100.0%	72.7%	81.8%	91.5%
2階展示室	開館日数	26	28	25	27	26	27	27	25	24	26	22	22	305
	貸出日数	26	24	25	23	22	27	23	25	20	26	16	18	275
	稼働率	100.0%	85.7%	100.0%	85.2%	84.6%	100.0%	85.2%	100.0%	83.3%	100.0%	72.7%	81.8%	90.2%
地下1階展示室	開館日数	26	28	25	27	26	27	27	25	24	26	22	22	305
	貸出日数	26	24	21	27	18	27	24	21	14	26	16	18	262
	稼働率	100.0%	85.7%	84.0%	100.0%	69.2%	100.0%	88.9%	84.0%	58.3%	100.0%	72.7%	81.8%	85.9%
創作室	開館日数	26	28	25	27	26	27	27	25	24	26	22	22	305
	貸出日数	10	4	8	2	6	9	2	2	1	0	0	3	47
	稼働率	38.5%	14.3%	32.0%	7.4%	23.1%	33.3%	7.4%	8.0%	4.2%	0.0%	0.0%	13.6%	15.4%

平成21年度 収蔵作品・資料貸出一覧

貸出先	展覧会名	展覧会会期	貸出期間	点数
群馬県立近代美術館	石内都 Infinity ∞ 身体のゆくえ	平成21年4月25日(土)～6月14日(日)	平成21年4月12日(日)～7月1日(水)	4
栃木県立美術館	躍動する魂のきらめき 日本の表現主義	平成21年4月26日(日)～6月5日(金)	平成21年4月12日(日)～平成22年2月1日(月)	5
兵庫県立美術館		平成21年6月23日(火)～8月16日(日)		
名古屋市長美術館		平成21年8月25日(火)～10月12日(月)		
岩手県立美術館		平成21年10月20日(火)～11月29日(日)		
松戸市立博物館		平成21年12月8日(火)～平成22年1月24日(日)	平成21年4月12日(日)～12月5日(土)	4
国立国際美術館	やなぎみわ 婆々娘々!	平成21年6月20日(土)～9月23日(水)	平成21年5月12日(火)～9月30日(水)	6
神奈川県立近代美術館	画家の眼差し、レンズの眼 —近代日本の写真と絵画	平成21年6月27日(土)～8月23日(日)	平成21年6月15日(月)～9月7日(月)	18(5)
MOA美術館	アフリカの美 ピカソ、モディリアアーニたちが魅了した造形	平成21年7月11日(土)～9月8日(火)	平成21年6月30日(火)～9月18日(金)	1
豊田美術館	近代の東アジアイメージ 日本近代美術はどうアジアを描いてきたか	平成21年10月10日(土)～12月27日(日)	平成21年9月25日(金)～平成22年1月15日(金)	14
横浜市民ギャラリーあざみ野	横浜所蔵カメラ・写真コレクション+企画	平成21年10月23日(金)～11月8日(日)	平成21年10月13日(火)～11月18日(水)	3
丸亀市猪熊弦一郎現代美術館	昭和 写真の1945-1989	平成21年10月25日(日)～平成22年1月11日(月)	平成21年10月19日(月)～平成22年1月24日(日)	193
式年遷宮記念神宮美術館	昭和から平成へ 未来へつなぐ伊勢神宮の美	平成21年10月28日(水)～11月29日(日)	平成21年10月23日(金)～12月9日(水)	28
目黒区美術館	文化資源としての<炭鉱>展	平成21年11月4日(水)～12月27日(日)	平成21年10月27日(火)～平成22年1月20日(水)	12
森美術館	六本木クロッシング2010年展	平成22年3月20日(水)～7月4日(日)	平成22年3月3日(水)～7月31日(土)	2

平成21年度 プリントスタディールーム月別申請一覧

年月	申請件数(件)	申請点数(点)	閲覧点数(点)
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	3	28	28
11月	0	0	0
12月	0	0	0
1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	0	0	0
総計	3	28	28

平成21年度 中学生職場体験受入実績

学校名	学年	人数	期間
東京都立小石川中等教育学校	3年生	2	平成21年11月12日(木)～13日(金) 2日間

平成21年度 大学インターンシップ等受入実績

学校名	学年	人数	期間
首都大学東京	1年生	3	平成21年9月1日(火)～10日(木)のうち7日間
日本大学芸術学部	3年生	2	平成21年8月24日(月)～9月4日(金)のうち10日間



平成21年度 展覧会別入場者数

【単位：人】

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
収蔵・映像展	1 夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史 II.中部・近畿・中国地方編	(3/7) ※1 4/1-5/10	36日間 (57)	8,816 (13,671)
	2 プレス・カメラマン・ストーリー	5/16 -7/5	44日間	14,697
	3 「旅」 第1部「東方へ 19世紀写真術の旅」	5/16 -7/12	50日間	14,514
	4 「旅」 第2部「異郷へ 写真家たちのセンチメンタルジャーニー」	7/18 -9/23	59日間	17,919
	5 「旅」 第3部「異邦へ 日本の写真家たちが見つけた異国世界」	9/29 -11/23	49日間	18,946
	6 北島敬三1975-1991 コザ／東京／ニューヨーク／東欧／ソ連	8/29 -10/18	45日間	14,227
	7 木村伊兵衛とアンリ・カルティエ＝ブレッソン 東洋と西洋のまなざし	11/28 -2/7	58日間	53,753
	8 映像をめぐる冒険vol.2 躍動するイメージ。石田尚志とアブストラクト・アニメーションの源流	12/22 -2/7	38日間	10,855
自主企画展	1 やなぎみわ マイ・グランドマザーズ	(3/7) ※1 4/1-5/10	36日間 (57)	15,666 (22,865)
	2 ジョルジュ・ビゴー展 －碧眼の浮世絵師が斬る明治－	7/11 -8/23	38日間	12,955
	3 心の眼－稲越功一の写真	8/20 -10/12	48日間	13,671
	4 セバスチャン・サルガド アフリカ 生きとし生けるものの未来へ	10/24 -12/13	44日間	50,313
	5 日本の新進作家vol.8 「出発－6人のアーティストによる旅」	12/19 -2/7	40日間	20,629
	6 第2回恵比寿映像祭 歌をさがして	2/19 -2/28	10日間	24,990
	7 森村泰昌：なにものかへのレクイエム －戦場の頂上の芸術	3/11-3/31 (5/9) ※2	18日間	8,538
誘致展	1 野町和嘉写真展「聖地巡礼」	(3/28) ※1 4/1-5/17	42日間 (45)	16,761 (18,068)
	2 第34回写真公募展 日本写真家協会展（JPS展）	5/23 -6/7	14日間	4,395
	3 世界報道写真展2009	6/13 -8/9	50日間	35,351
	4 第20回日本写真作家協会展 第7回日本写真家協会公募展（JPA展）	10/17 -11/1	14日間	5,184
	5 写真新世紀東京展2009	11/7 -11/29	20日間	12,776
	6 第10回上野彦馬賞 九州産業大学フォトコンテスト 開学50周年記念受賞作品展	12/5 -12/13	8日間	2,631
	7 APAアワード2010 第38回社団法人日本広告写真家協会 公募展（APA展）	3/6 -3/21	14日間	4,204
	8 ジャンルー・シーフ Unseen & Best works	3/27-3/31 (5/16) ※2	4日間	986

	展覧会名	会期	開催日数	総入場者
実験劇場他イベント	1 ゼラチンシルバーLOVE	(3/7) ※1 4/1-4/10	9日間 (30)	748 (2,794)
	2 東洋宮武が覗いた時代	4/11 -5/22	37日間	2,196
	3 JPS展開連イベント（総会・表彰式）	5/23, 24	2日間	380
	4 「BASURA パスーラ」公開記念 プレミアイベント	5/26 -5/31	5日間	1,497
	5 「utsuroi 写真家18人からのメッセージ」 試写会	6/4, 5	2日間	173
	6 ガマの油	6/6 -6/26	18日間	1,040
	7 BASURA パスーラ	6/27 -7/24	24日間	4,330
	8 人形芸人ドント&ノット ザ・ムービー	7/25 -8/7	12日間	397
	9 ROBOT ANIMATION WORKS －『つみきのいえ』とアニメーションスタ ジオCAGEの世界－	8/8 -8/21	12日間	2,224
	10 ぼくはうみがみたくなりました	8/22 -9/18	24日間	4,628
	11 utsuroi 写真家18人からのメッセージ	9/19 -10/2	13日間	483
	12 BASURA パスーラ	10/3 -10/16	12日間	1,657
	13 東京国際女性映画祭	10/17 -10/21	4日間	1,501
	14 ショートショート フィルムフェスティバル&アジア	10/22 -10/25	4日間	559
	15 画像保存セミナー	10/30	1日間	173
	16 電信柱エレミの恋	10/31 -11/27	24日間	1,278
	17 写真新世紀東京展2009公開審査会	11/20	1日間	190
	18 「オペラ映画フェスティバル～モーツァルト 4大オペラ～」	12/5 -12/27	20日間	3,150
	19 Sound Horizon 5th Anniversary Movie "Across The Horizon"	1/2 -1/3	2日間	723
	20 アンリ・カルティエ＝ブレッソン 瞬間の記憶	1/5 -1/15	10日間	802
	21 生誕100周年 マザー・テレサ映画祭	1/16 -2/14	26日間	15,667
	22 森村泰昌：なにものかへのレクイエム 記者発表会	2/8	1日間	174
	23 すばらしいことを神様のために	3/19	1日間	108
	24 生誕100周年 マザー・テレサ映画祭	3/20-3/31 (4/11) ※2	10日間	1,659

※1 「夜明けまえ 知られざる日本写真開拓史II」、「やなぎみわ マイ・グランドマザーズ」、「野町和嘉写真展」、「ゼラチンシルバーLOVE」は、平成21年4月1日以降の入場者数。

( )内は会期中の総日数・総入場者数

※2 「森村泰昌：なにものかへのレクイエム」「ジャンルー・シーフ展」「生誕100周年 マザーテレサ映画祭」は平成22年3月31日までの入場者数

平成21年度 東京都写真美術館予算概要

【単位：千円】

一般会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	1,850
写真美術館事業収入	1,850
参加料収入	1,050
出版物販売収入	800
他会計からの繰入金収入	37,941
一般会計からの繰入金収入	35,038
写真・映像文化振興事業特別会計からの繰入金収入	1,156
付帯事業特別会計からの繰入金収入	1,747
事業活動収入計	39,791
事業活動支出	
事業費支出	39,791
写真美術館事業費支出	39,791
(ワークショップ)	3,497
(スクールプログラム)	1,206
(館内トイレ改修)	10,000
(ポスターケース設置)	5,538
(ネットイヤー2009)	19,500
(事業管理)	50
事業活動支出計	0
当期収支差額	0
前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額	0

受託事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	74,377
写真美術館事業収入	74,377
入場料収入	37,616
施設使用料収入	26,168
出版物販売収入	7,593
協賛金収入	3,000
助成金収入	5,000
民間助成金収入	5,000
受託料収入	706,957
東京都受託料収入	706,957
事業活動収入計	786,334
事業活動支出	
事業費支出	786,334
写真美術館事業費支出	786,334
(美術館維持管理)	288,580
(展覧会事業)	103,542
(情報システム)	20,590
(図書室の運営)	16,610
(保存科学研究室)	1,702
(調査研究)	1,773
(貸出施設の運営)	7,152
(広報事業)	35,077
(作品資料収集事業)	13,952
(収蔵作品の購入)	80,000
(事業人件費)	185,414
(美術館管理運営)	31,942
事業活動支出計	786,334
当期収支差額	0
前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額	0

写真・映像文化振興事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
会費収入	71,900
維持会費収入	71,900
事業収入	75,484
写真・映像文化振興事業収入	75,484
入場料収入	49,531
出版物販売収入	3,800
協賛金収入	9,997
共催事業収入	12,156
助成金収入	4,000
国庫助成金収入	3,000
民間助成金収入	1,000
負担金収入	3,369
民間負担金収入	3,369
他会計からの繰入金収入	76,000
芸術文化発信プロジェクト事業特別会計からの繰入金収入	76,000
事業活動収入計	230,753
事業活動支出	
事業費支出	219,760
写真・映像文化振興事業費支出	219,760
(展覧会事業)	180,164
(実験劇場)	6,700
(写真・映像振興事業)	6,000
(維持会員)	8,200
(事業人件費)	13,945
(あ・ら・かるちゃー)	2,050
(誘致企画展)	2,319
(事業管理)	382
他会計への繰入金支出	1,156
一般会計への繰入金支出	1,156
事業活動支出計	220,916
投資活動支出	
特定資産取得支出	25,000
財政調整引当資産取得支出	25,000
固定資産取得支出	10,000
(作品の購入)	10,000
投資活動支出計	35,000
予備費支出	1,800
支出計	257,716
当期収支差額	△26,963
前期繰越収支差額	28,551
次期繰越収支差額	1,588

付帯事業特別会計

I 事業活動収支の部	
事業活動収入	
事業収入	10,964
写真美術館事業収入	10,964
出版物販売収入	50
商品販売	50
画像使用手数料収入	200
撮影手数料収入	50
管理手数料収入	9,480
光熱水費収入	1,134
事業活動収入計	10,964
事業活動支出	
事業費支出	6,545
写真美術館事業費支出	6,545
(ミュージアムショップ等)	5,995
(事業管理)	550
繰入金支出	1,747
一般会計(写美)への繰入金支出	1,747
法人税、住民税及び事業税支出	565
法人税、住民税及び事業税支出	565
事業活動支出計	8,857
当期収支差額	2,107
前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額	2,107

● 東京都写真美術館条例

平成2年3月31日

条例第20号

東京都写真美術館条例を公布する。

○東京都写真美術館条例

(設置)

**第1条** 都民のための写真及びその他の映像(以下「写真等」という。)に関する文化の振興を図るため、東京都写真美術館(以下「館」という。)を東京都目黒区三田1丁目13番3号に設置する。

(事業)

**第2条** 館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 写真等の作品その他の写真等に関する資料(以下「作品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 2 写真等に関する調査及び研究に関すること。
- 3 写真等に関する図書収集、保管及び利用に関すること。
- 4 写真等に関する講演会、講習会等の主催、広報、出版等の普及活動に関すること。
- 5 館の施設の提供に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間)

**第3条** 館の休館日及び開館時間は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

(作品等の特別閲覧)

**第4条** 館に所蔵されている作品等について、研究又は鑑賞のため、プリントスタディールームにおける閲覧(以下「特別閲覧」という。)をしようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の特別閲覧の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 作品等の管理上支障があると認められるとき。
- 3 館の管理上支障があると認められるとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(特別閲覧料)

**第5条** 前条第1項の規定により承認を受けた者は、別表第1に定める額の特別閲覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

**第6条** 写真等に関する文化の振興に資する展覧会、講演会等を実施するために館の施設及び附帯設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則に定めるところにより申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の使用の承認をしないことができる。

- 1 館の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- 2 館の管理上支障があると認められるとき。

- 3 申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するとき。
- 4 前3号に掲げる場合のほか、知事が不適当と認めるとき。

(利用料金)

**第7条** 前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)及び収蔵展(館の収蔵作品を中心とする展示をいう。)を閲覧しようとする者は、指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。)に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

2 利用料金の額は、別表第2及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減額又は免除)

**第8条** 指定管理者は、規則で定めるときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

**第9条** 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

**第10条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更禁止)

**第11条** 使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

**第12条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 1 使用の目的に違反して使用したとき。
- 2 この条例に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。
- 3 善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 4 災害その他の事故により館の使用ができなくなったとき。
- 5 工事その他の都合により、知事が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

**第13条** 使用者は、使用を終了したときは、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

**(損害賠償の義務)**

**第14条** 作品等又は館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

**(入館の制限等)**

**第15条** 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- 1 他人に迷惑をかけ、又は作品等若しくは館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあると認めるとき。
- 2 前号に掲げる場合のほか、館の管理上支障があると認めるとき。

**(指定管理者による管理)**

**第16条** 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。))に、館の管理運営に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 1 第2条各号に掲げる事業に関する業務
- 2 館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- 3 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

2 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 1 第4条第1項の規定により、特別閲覧の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき、若しくは不相当と認めるときに、特別閲覧の承認をしないこと。
- 2 第6条第1項の規定により、施設等の使用の承認をすること又は同条第2項の規定により、同項第1号若しくは第2号に該当するとき、施設等を必要と認める事業に使用するとき、その他使用を不相当と認めるときに、使用の承認をしないこと。
- 3 第11条ただし書の規定により、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えることについて承認をすること。
- 4 第12条の規定により、同条第1号、第3号若しくは第4号に該当するとき、使用者がこの条例に違反し、若しくは指定管理者の指示に従わなかったとき、又は工事その他の都合により特に必要と認めるときに、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずること。
- 5 第15条の規定により、同条各号に該当すると認めて、入館を禁じ、又は退館を命ずること。

3 前項第2号の業務を指定管理者が行う場合において、申請に係る施設等を知事が必要と認める事業に使用するときは、指定管理者は、使用の承認をしないことができる。

**(指定管理者の指定)**

**第17条** 指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に館の管理運営を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- 1 前条第1項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- 2 安定的な経営基盤を有していること。
- 3 館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- 4 利用者のサービス向上を図ることができること。
- 5 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 知事は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

**(知事の調査及び指示)**

**第18条** 知事は、館の管理運営の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理運営の業務又は経理の状況に関し定期的に、若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

**(指定管理者の指定の取消し等)**

**第19条** 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第2項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 1 管理運営の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- 2 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 3 第21条第1項各号に掲げる管理運営の基準を遵守しないとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理運営を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限り。)の停止を命じた場合等で、知事が臨時に館の管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表第2又は別表第3に定める額の範囲内において、知事が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあっては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者(第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。))とあるのは「知事」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。))とあるのは「使用料」と、「指定管理者が」とあるのは「知事が」と、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2及び別表第3中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の公表)

第20条 知事は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理運営の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、館の管理運営に関する業務を行わなければならない。

- 1 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
  - 2 都民の平等な利用を確保すること。
  - 3 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
  - 4 館の施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
  - 5 業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
  - 6 前各号に掲げるもののほか、別途知事が定める管理運営に関する基準を満たすこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
- 1 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
  - 2 業務の実施に関する事項
  - 3 事業の実績報告に関する事項
  - 4 前3号に掲げるもののほか、館の管理運営に関し必要な事項

(委 任)

第22条 第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成17年条例第27号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の東京都写真美術館条例第7条から第9条まで及び第16条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の東京都写真美術館条例第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

単位	特別閲覧料
1点1回	340円

別表第2(第7条、第19条関係)

	区分	使用単位	利用料金
施設	地下1階展示室	全日	93,100円
	2階展示室	全日	79,690円
	3階展示室	全日	79,690円
	ホール	午前	17,520円
		午後	23,370円
		夜間	23,370円
		全日	58,430円
	創作室	午前	6,030円
		午後	8,040円
		夜間	8,040円
全日		20,120円	
ロビー、エントランスホール その他の施設(規則で定める施設又は部分を除く。)	1平方メートル全日	160円	
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回	2,500円
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回	5,000円
	電源設備	1キロワット1回	120円

- 備考
- 1 施設の使用単位は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後6時から午後9時まで、全日は午前9時から午後9時までとする。
  - 2 附帯設備の使用単位の1回は、施設の使用単位の午前、午後又は夜間に対応するものとする。

別表第3(第7条、第19条関係)

区分	利用料金(観覧)(1人1回につき)	
	個人	団体(20人以上)
一般	1,120円	890円
高齢者(65歳以上の者をいう。備考2において同じ。)及び生徒	560円	440円

- 備考
- 1 生徒とは、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。ただし、中学校の生徒及びこれに準ずる者のうち、東京都の区域内に住所を有するもの並びに東京都の区域内に所在する中学校及びこれに準ずる学校に在学するものを除く。
  - 2 一般とは、高齢者及び生徒(前号ただし書に規定する者を含む。)以外の者をいう。ただし、小学生及び学齢に達しない者を除く。

## ● 東京都写真美術館条例施行規則

平成2年5月25日

規則第96号

東京都写真美術館条例施行規則を公布する。

○東京都写真美術館条例施行規則

## (休館日)

**第1条** 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 1 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たるときは、その翌日)
- 2 1月1日から同月4日まで
- 3 12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号。以下「条例」という。)第16条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う休館日の変更を待ついとまがないと認めるときは、同項に定める休館日に館を臨時に開館することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館を臨時に開館したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

## (開館時間等)

**第2条** 館の開館時間及び入館時間は、別表のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、利用者の利便の向上を図るため必要があり、かつ、同項ただし書の規定により知事が行う開館時間及び入館時間の変更を待ついとまがないと認めるときは、館の開館時間及び入館時間を臨時に延長することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により館の開館時間及び入館時間を臨時に延長したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

## (特別閲覧の申請)

**第3条** 条例第4条第1項の規定により館に所蔵されている作品等の特別閲覧をしようとする者は、特別閲覧申請書(別記第1号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

## (特別閲覧の承認)

**第4条** 条例第4条第1項の規定により特別閲覧の承認をしたときは、知事は、特別閲覧承認書(別記第2号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する特別閲覧承認書は、特別閲覧をするときにこれを係員に提示しなければならない。

## (特別閲覧料の徴収)

**第5条** 知事は、特別閲覧料を徴収するときは、館に掲示する方法により納入の通知をするものとする。

2 特別閲覧料の徴収については、指定管理者に委託することができる。

## (使用の申請等)

**第6条** 条例第6条第1項の規定により施設等を使用しようとする者は、使用申請書(別記第3号様式)を使用月の前6月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例別表第2に規定する規則で定める施設又は部分とは、次に掲げるものをいう。

- 1 事務室
- 2 館長室
- 3 収蔵庫
- 4 機械室
- 5 中央監視室
- 6 書庫
- 7 前各号に掲げるもののほか、使用させることにより館の管理運営に支障が生じると知事が認めるもの。

## (使用の承認)

**第7条** 前条第1項の規定により使用の承認をしたときは、知事は、使用承認書(別記第4号様式)を交付するものとする。

2 前項に規定する使用承認書は、施設等を使用するときにこれを係員に提示しなければならない

## (利用料金の承認の申請)

**第8条** 指定管理者は、条例第7条第2項に規定する利用料金の額を定めるときは、利用料金承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知しなければならない。

## (利用料金の減免)

**第9条** 条例第8条の規定により利用料金を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

- 1 都内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者の引率者並びに都内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 免除
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 3 都が発行する愛の手帳又は道府県が発行する療育手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその付添者が観覧するとき。 免除
- 5 高齢者(65歳以上の者をいう。)が観覧するとき(毎月第3水曜日に限る。) 免除
- 6 都内に住所を有する者で18歳未満の子を同伴する者が観覧するとき(毎月第3土曜日及び第3日曜日に限る)。 5割
- 7 若手芸術家として知事が別に定める芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等

- を使用するとき。 免除
- 8 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 5割
  - 9 官公署が施設等を使用するとき。 2割5分

**(指定管理者の申請)**

**第10条** 条例第17条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- 1 事業計画書
- 2 文化施設又はこれに類する施設の管理運営に関する業務実績を記載した書類
- 3 定款、寄附行為、規約又はこれらに類するものの
- 4 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 6 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

**(指定管理者の指定の基準)**

**第11条** 条例第17条第2項第6号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 都の文化施策及び文化施設運営の方針にのっとり、都と密接に連携して管理運営を行うことができること。
- 2 文化施設又はこれに類する施設における良好な管理運営の実績を有すること。
- 3 文化施設の管理運営に係る技術及び能力の指導育成体制が整備されていること。
- 4 前3号に掲げるもののほか、館の適正な管理運営を行うために知事が定める基準

**(指定管理者に関する読替え)**

**第12条** 条例第16条の規定により指定管理者が館の管理運営に関する業務を行う場合についての第3条、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

**(臨時の館の管理運営に関する準用)**

**第13条** 第9条の規定は、条例第19条第2項の規定により知事が使用料を徴収する場合について準用する。この場合において、第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

**(委 任)**

**第14条** この規則の施行について必要な事項は、東京都生活文化スポーツ局長が定める。

**附 則(平成17年規則第38号)**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則第1条第2項及び第3項、第2条第2項及び第3項、第3条、第5条、第6条第1項、第8条、第10条並びに別記第1号様式から第5号様式までの規定は、平成18年9月1日(同日前に東京都写真美術館条例の一部を改正する条例(平成17年東京都条例第27号)による改正後の東京都写真美術館条例(平成2年東京都条例第20号)第17条第2項の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日)までの間は、なおその効力を有する。

**別表(第2条関係)**

施設名	開館時間	入館時間
地下1階展示室 2階展示室 3階展示室	午前10時から午後6時まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後8時まで	午前10時から午後5時30分まで。ただし、木曜日及び金曜日は、午前10時から午後7時30分まで
図書室 プリント スタディールーム	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後5時30分まで

**備考** この表の規定は、地下1階展示室、2階展示室及び3階展示室にあっては収蔵展を開催する期間について適用する。

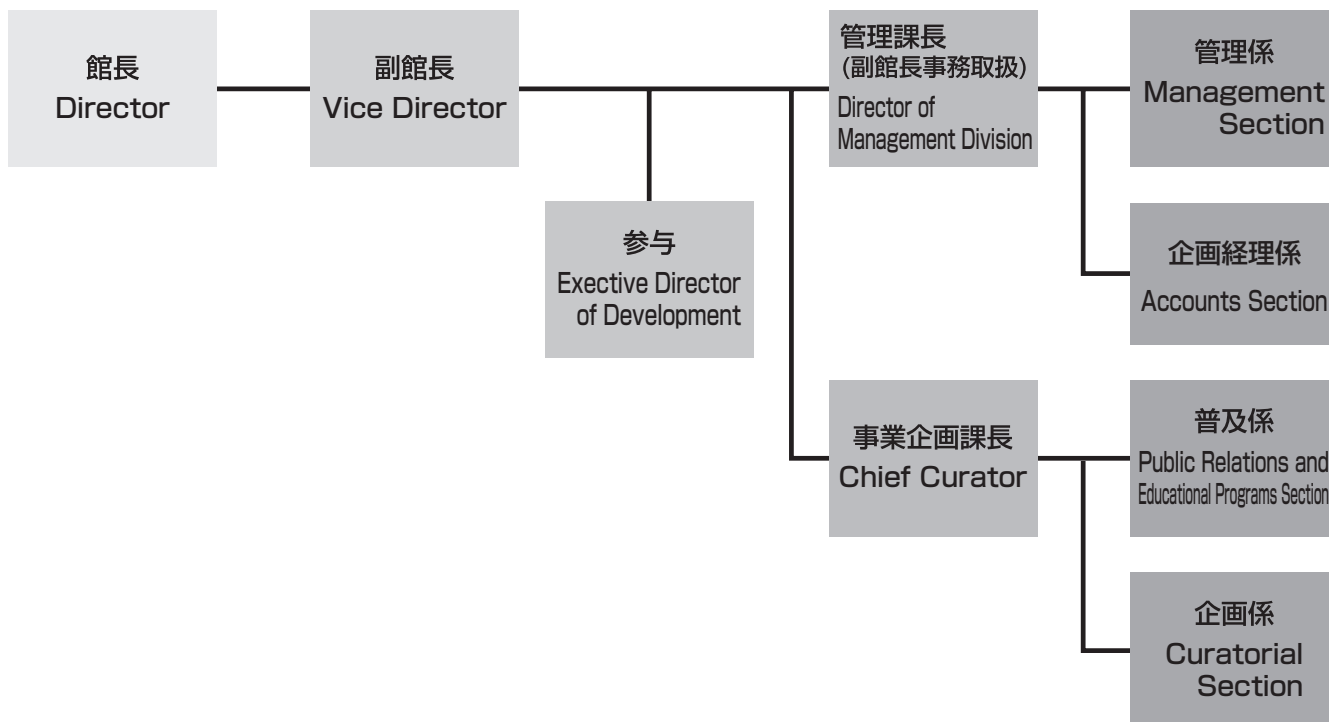
●開館の経緯

- 昭和61年11月—第二次東京都長期計画で「写真文化施設の設置」を発表
- 昭和62年9月—東京都映像文化施設設置委員会設置
- 昭和63年7月—東京都映像文化施設作品資料収集・評価委員会設置
- 平成元年2月—「東京都映像文化施設（仮称）基本構想」（設置企画委員会報告）を発表
- 平成元年8月—東京都写真美術館設置企画委員会、同作品資料収集・評価委員会設置
- 平成2年6月—東京都写真美術館条例施行。東京都写真美術館一次施設開館
- 平成3年8月—「東京都写真美術館基本計画」を発表。東京都写真美術館総合施設の建設工事着手
- 平成5年7月—東京都写真美術館総合施設開設準備委員会設置
- 平成6年8月—東京都写真美術館の建物竣工
- 平成7年1月21日—東京都写真美術館総合開館

[歴代館長]

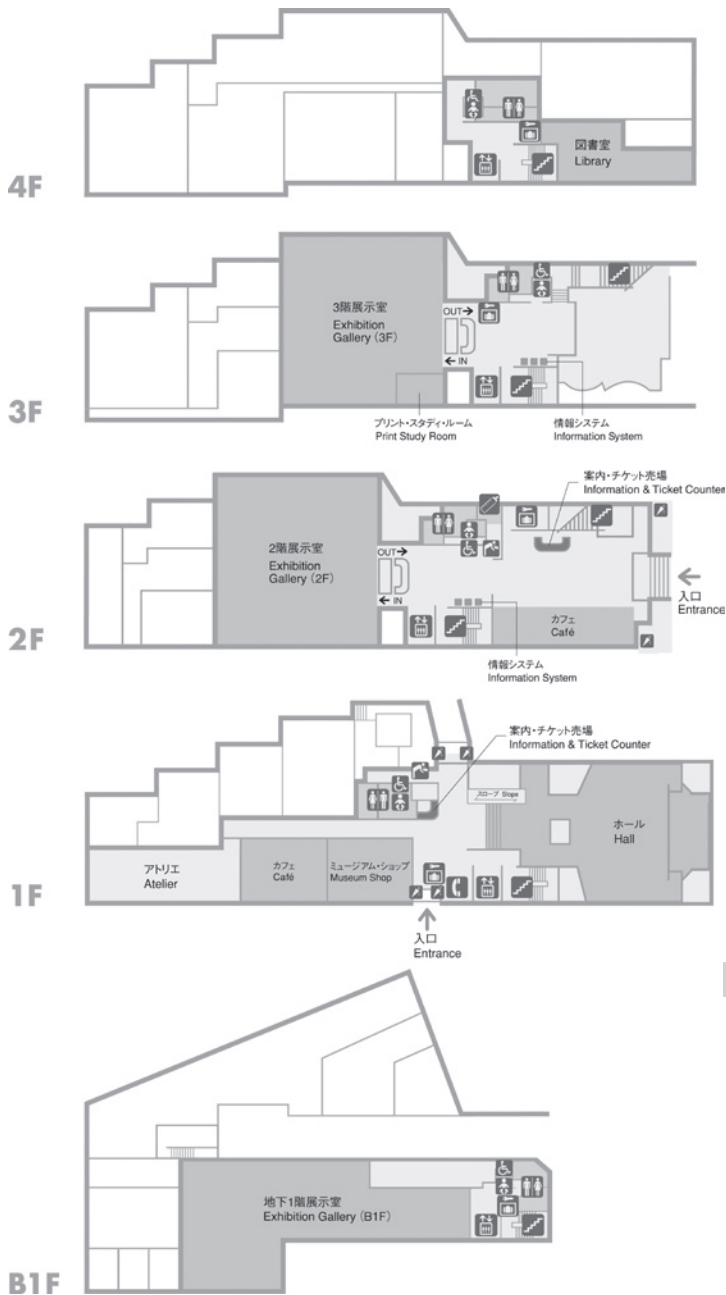
- 平成2年6月1日—初代館長に渡辺義雄就任（平成7年3月31日まで）
- 平成7年4月1日—第2代館長に三木多聞就任（平成12年3月31日まで）
- 平成12年4月1日—第3代館長に徳間康快就任（同年9月20日まで）
- 平成12年11月6日—第4代館長に福原義春就任

●組織図





●平面図



●施設面積

主要諸室	面積 (㎡)
3階展示室 (プリントスタディールームも含む)	495
2階展示室	495
地下1階展示室	532
ホール	283
図書室	121
書庫	207
4階収蔵庫	170
3階収蔵庫	176
2階収蔵庫	176
ミュージアムショップ	50
1階カフェ	94
2階カフェ	10
総面積	7,500

## ●建物概要

### 外部

- 外壁. 大型陶板タイル 750口 乾式工法  
花崗岩貼り (本磨き、ジェットバーナー仕上げ)
- 屋根. アスファルト防水 コンクリート押え  
伸縮目地切り (一部陶器タイル貼り)
- 床. ステンレス瓦棒葺き フッ素樹脂塗装  
レンガタイル貼り 大型タイル貼り 花崗岩貼り

### 内部 (エントランスホール)

- 天井. アルミパネル貼り
- 壁. 大理石貼り (本磨き、一部サンドブラスト仕上げ)
- 床. 花崗岩貼り (ウォータージェット仕上げ、一部本磨き)

### 内部 (展示室)

- 天井. 岩綿吸音板貼り  
アクリルエマルジョン塗装 (一部直天)
- 壁. ゼオライトパネル貼り ガラスクロス貼り  
アクリルエマルジョン塗装
- 床. タイルカーペット貼り

### 収蔵庫環境

- 収蔵庫、展示室に120カ所の温湿度計測システムを設置、  
24時間自動管理。
- 収蔵棚-1・海外作家作品 (銀塩・顔料)  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-2・国内作家作品 (銀塩・顔料)  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-3・歴史的写真および古典写真 (染料)、カラー  
写真、乾板  
10±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-4・フィルム類  
5±1℃、RH45±5%
- 収蔵棚-5・写真・映像関連機材  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-6・作家周辺資料  
20±1℃、RH50±5%
- 収蔵棚-7・映像資料用フィルム類  
20±1℃、RH50±5%

## ●設備概要

### 昇降機設備

- 1 荷物用エレベーター：1台  
ロープ式：3t 内法：W3m×D4m×H3m
- 2 身障者用エレベーター：1台  
ロープ式：24人乗り (1,600kg)
- 3 身障者用屋外型エスカレーター：1台  
幅：1,200mm (踏段幅：1,004mm)

### 電気設備

- 1 受変電設備  
受変電圧：3相3線式 6,600V/50Hz  
変圧器容量：1,900KVA  
契約電力：従量制
- 2 自家発電設備  
始動方式：電気式  
冷却方式：自己空冷式  
燃料：特A重油1,950L  
運転時間：7.3時間
- 3 蓄電池設備  
キュービクル式直流電源装置容量：200AH/10HR
- 4 動力設備
- 5 電灯、コンセント、照明設備
- 6 一般放送、非常用放送設備
- 7 電話設備
- 8 インターホン設備
- 9 テレビ共同視聴設備
- 10 自動火災報知設備
- 11 I T V 監視装置
- 12 防犯センサー装置
- 13 音響・映像装置
- 14 電飾案内表示

### 空調設備

- 1 中央監視方式 個室などは個別式
- 2 空気-水方式 冷媒方式
- 3 熱源  
空冷ヒートポンプチラー  
冷房：24.6USRt×2 (24時間空調対象系統)  
ヒートポンプパッケージ型空調機：11機  
全熱交換器ユニット：12機  
地域冷暖房システムより供給：冷水1,990MJ/h、  
78m³/h  
蒸気1,975MJ/h、895kg/h

**開館時間**

- 展示室－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）  
チケット販売は閉館の30分前まで。
- 図書室－10:00-18:00  
閲覧・コピー請求受付－10:00-11:30／13:00-17:30  
（火・水のみ10:00-17:30）
- ホール－10:00-21:00（この間、複数回上映）  
各上映によりスケジュールが変わります。
- カフェー1F 10:00-20:00（火－土）  
10:00-18:00（日）  
2F 10:00-18:00（火－日）  
ラストオーダーは閉店の30分前まで。
- ミュージアム・ショップ  
－10:00-18:00／10:00-20:00（木・金）  
10:00-18:30（土）

**休館日**

- 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、その翌日）
- 年末年始

**観覧料**

- 展覧会・上映会によって、料金が異なります。ホームページをご覧ください。インフォメーション・カウンター（チケット売場）でお問い合わせください。

**特別観覧（プリントスタディールーム）**

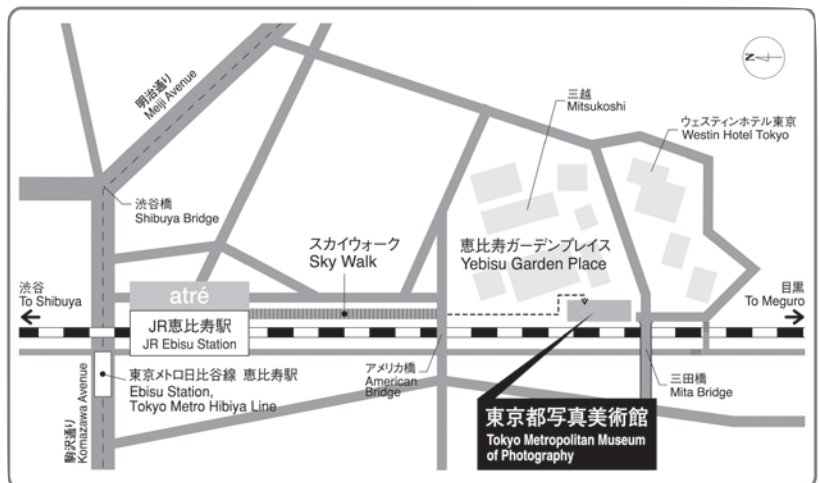
- 日時（予約制）：毎週木曜日 13:00～18:00
- 料金：作品等1点につき340円（観覧当日払い）

**交通案内**

- JR恵比寿駅東口より「スカイウォーク」にて徒歩約7分。（恵比寿ガーデンプレイス内）
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」1番出口より正面のJR駅ビル・アトレの上りエスカレーターを利用、そのまま駅ビル内を直進し、「スカイウォーク」にて徒歩約10分。
- 東急目黒線、都営三田線「目黒駅」より徒歩約20分。
- 恵比寿1丁目バス停、または恵比寿4丁目バス停より徒歩約7分（田87）。

**お問い合わせ**

- 電話：03-3280-0099
- HP：<http://www.syabi.com>



**東京都写真美術館年報2009-10（平成21年度）**

発行日：平成22年5月15日

編集：東京都写真美術館

製作・印刷：光写真印刷株式会社

発行：公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都写真美術館  
〒153-0062

東京都目黒区三田1-13-3

恵比寿ガーデンプレイス内

電話：03-3280-0099（代表）





東京都写真美術館  
〒153-0062  
東京都目黒区三田1-13-3  
TEL.03-3280-0099